

# 四 半 期 報 告 書

(第 7 期第 1 四半期)

自 2021年 4 月 1 日  
至 2021年 6 月 30 日

東京電力パワーグリッド株式会社

E 3 2 2 1 5

本書は、E D I N E T (Electronic Disclosure for Investors' NETwork) システムを利用して金融庁に提出した四半期報告書のデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。

# 目次

頁

【表紙】	
第一部 【企業情報】	1
第1 【企業の概況】	1
1 【主要な経営指標等の推移】	1
2 【事業の内容】	2
第2 【事業の状況】	3
1 【事業等のリスク】	3
2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	3
3 【経営上の重要な契約等】	10
第3 【提出会社の状況】	11
1 【株式等の状況】	11
2 【役員の状況】	12
第4 【経理の状況】	13
1 【四半期連結財務諸表】	14
(1) 【四半期連結貸借対照表】	14
(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】	15
【四半期連結損益計算書】	15
【四半期連結包括利益計算書】	16
2 【その他】	21
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	22
[四半期レビュー報告書]	

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第2項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年8月11日
【四半期会計期間】	第7期第1四半期（自 2021年4月1日 至 2021年6月30日）
【会社名】	東京電力パワーグリッド株式会社
【英訳名】	TEPCO Power Grid, Incorporated
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 金子 禎則
【本店の所在の場所】	東京都千代田区内幸町一丁目1番3号
【電話番号】	03（6373）1111（大代表）
【事務連絡者氏名】	業務統括室経理グループマネージャー 保坂 隆志
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区内幸町一丁目1番3号
【電話番号】	03（6373）1111（大代表）
【事務連絡者氏名】	業務統括室経理グループマネージャー 保坂 隆志
【縦覧に供する場所】	該当事項なし。

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第6期 第1四半期 連結累計期間	第7期 第1四半期 連結累計期間	第6期
会計期間	2020年4月1日から 2020年6月30日まで	2021年4月1日から 2021年6月30日まで	2020年4月1日から 2021年3月31日まで
売上高 (百万円)	410,798	409,325	2,003,888
経常利益 (百万円)	40,751	34,655	169,008
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純利益 (百万円)	28,672	28,358	116,439
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	30,221	27,878	134,999
純資産額 (百万円)	1,011,936	1,032,980	1,116,658
総資産額 (百万円)	5,923,030	6,395,000	6,315,242
1株当たり四半期(当期)純 利益 (円)	615.29	608.55	2,498.70
潜在株式調整後1株当たり四 半期(当期)純利益 (円)	611.89	—	—
自己資本比率 (%)	17.1	16.1	17.6

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していない。
2. 第7期第1四半期連結累計期間及び第6期の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載していない。
3. 収益認識に関する会計基準(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、当第1四半期連結累計期間に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっている。

## 2 【事業の内容】

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社、子会社7社及び関連会社12社（2021年6月30日現在）で構成され、電気事業を中心とする事業を行っている。

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが営む事業の内容について、重要な変更はない。また、主要な関係会社に異動はない。

## 第2【事業の状況】

### 1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはない。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更は次のとおりである。

以下の見出しに付された項目番号は、前事業年度の有価証券報告書における「第一部 企業情報 第2 事業の状況 2 事業等のリスク」の項目番号に対応している。

#### (11) 第四次総合特別事業計画（以下「総特」）に基づく経営改革

総特の下、東京電力ホールディングスグループは、福島への責任を果たしていくため、賠償・廃炉の資金確保や企業価値の向上を目指して、生産性改革、再編・統合を含めた連携等の推進および事業基盤の強化などの非連続の経営改革に取り組んでいくとともに、原子力発電所を運営する主体として、地域のみなさまをはじめ広く社会のみなさまからの信頼回復の取組を最優先事項として位置付け、経営層を含む組織全体で自己の弱点・課題を認識し、自律的に改善が進む組織に生まれ変わるため、抜本的な改革に取り組んでいくが、信頼回復が十分に進まず、経営改革が計画通りに進まない場合には、当社グループの業績、財政状態及び事業運営に影響を及ぼす可能性がある。

### 2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### (1) 財政状態及び経営成績の状況

##### ①財政状態

当第1四半期連結会計期間の資産は、前連結会計年度末に比べ797億円増加し、6兆3,950億円となった。これは、関係会社短期債権が増加したことなどによるものである。

当第1四半期連結会計期間の負債は、前連結会計年度末に比べ1,634億円増加し、5兆3,620億円となった。これは、有利子負債が増加したことなどによるものである。

当第1四半期連結会計期間の純資産は、前連結会計年度末に比べ836億円減少し、1兆329億円となった。これは、配当金の支払いなどによるものである。この結果、自己資本比率は16.1%と前連結会計年度末に比べ1.5ポイント低下した。

##### ②経営成績

当第1四半期連結累計期間の託送収入は、前年同四半期比1.5%減の3,384億円となった。これに電気事業雑収益などを加えた売上高は同0.4%減の4,093億円、経常収益は同0.1%増の4,148億円となった。

一方、当第1四半期連結累計期間の経常費用は、設備関係費の増加などにより、前年同四半期比1.7%増の3,801億円となった。

この結果、当第1四半期連結累計期間の経常利益は、前年同四半期比15.0%減の346億円となり、親会社株主に帰属する四半期純利益は、同1.1%減の283億円となった。

なお、当社グループは単一セグメントであるため、セグメント毎の記載をしていない。

電力需要へのコロナ影響は、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置はあったものの、前年同期と比較すると緩やかな回復傾向がみられた。

当第1四半期連結累計期間の当社エリア電力需要は、前年同期比で3億kWh（0.4%）程度の増加となった。新型コロナウイルスの影響分を正確に特定することは難しいが、一定の仮定を置いた試算を行うと、前年同期比で15億kWh程度が新型コロナウイルス影響の反動増分と考えられる。

長期的な構造変化も含めた、全体的な電力需要への影響について、楽観視することなく影響を注視しつつ、引き続き電力の安定供給維持に努める。

(2) 経営方針・経営戦略等

前事業年度の有価証券報告書に記載した経営方針・経営戦略等についての変更は以下のとおりである。

東京電力ホールディングスグループを取り巻く経営環境は、省エネルギーの進展等による国内エネルギー需要の減少傾向が継続するとともに、小売事業において厳しい競争環境にあるなか、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う経済活動の停滞の影響などにより、一層厳しくなっている。

2021年7月に新たなグループ経営理念として「安心して快適なくらしのため エネルギーの未来を切り拓く」を策定し、福島への責任を果たすことを第一に、社員一人ひとりがお客さまのために変革を恐れず挑戦する新たな企業文化を確立し、信頼され、選ばれ続ける企業になることを目指す。

また、総特に基づき、グループ一丸となって非連続の経営改革をやり遂げ、福島への責任を貫徹していく。さらに、社会のご要請やお客さまからのご期待にお応えするための「カーボンニュートラル」や「防災」を軸とする諸施策を通じて、企業価値の向上を実現していく。

(<https://www.meti.go.jp/press/2021/08/20210804004/20210804004-1.pdf>)

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、新たに発生した課題はない。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した課題について重要な変更は次のとおりである。

以下の見出しに付された項目番号は、前事業年度の有価証券報告書における「第一部 企業情報 第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (3) 経営環境及び対処すべき課題等 ②優先的に対処すべき課題」の項目番号に対応している。

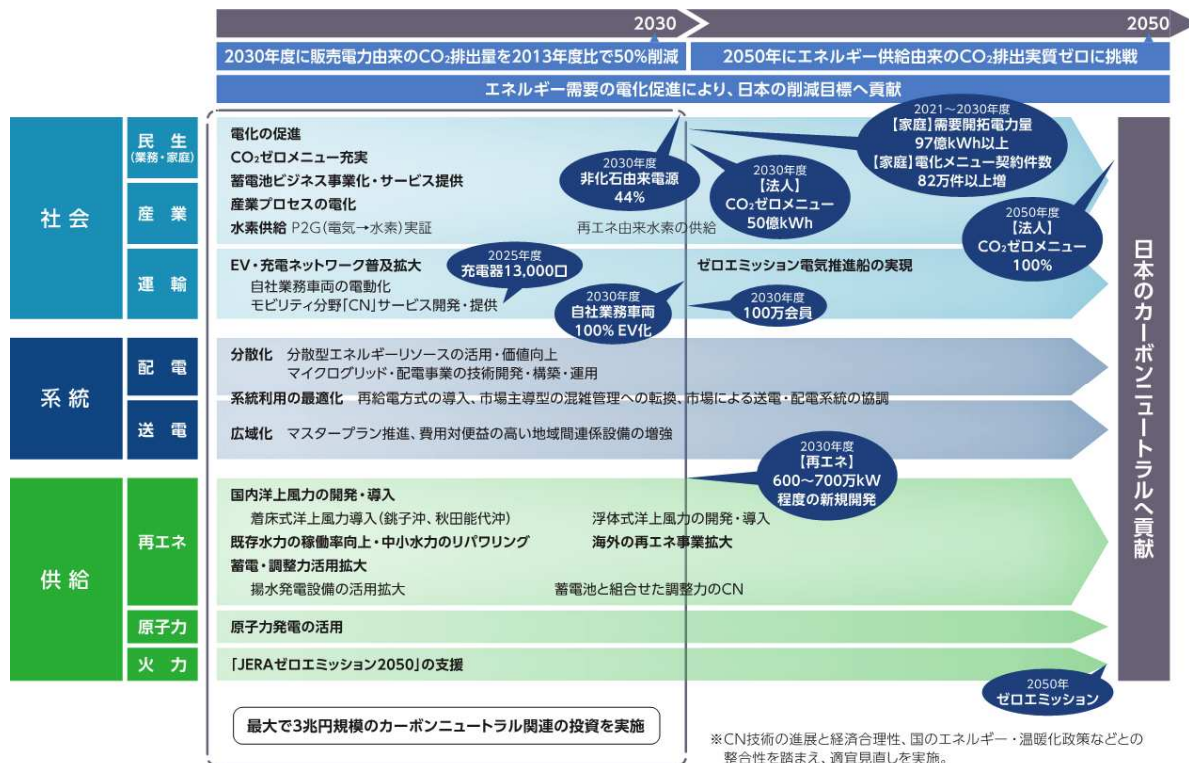
本項においては、将来に関する事項が含まれているが、当該事項は提出日現在において判断したものである。

(参考)

・カーボンニュートラルへの挑戦

東京電力ホールディングスグループは、重要な経営課題として地球温暖化対策に取り組んできたが、世界的な潮流を捉え、カーボンニュートラルを軸としたビジネスモデルへの大胆な変革に乗り出す。

東京電力ホールディングスグループは、「販売電力由来のCO<sub>2</sub>排出量を2013年度比で2030年度に50%削減」、さらには「2050年におけるエネルギー供給由来のCO<sub>2</sub>排出実質ゼロ」という目標を掲げて脱炭素社会の実現を牽引し、政府が掲げるカーボンニュートラルの目標に貢献していく。





(4) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間の研究開発費の総額は、1,542百万円である。

当第1四半期連結累計期間において、研究開発活動の状況に重要な変更はない。

なお、当社グループは単一セグメントであるため、セグメント毎の記載をしていない。

(5) 生産及び販売の実績

当社グループは、主に送配電に関する電気事業が連結会社の事業の大半を占めており、また、電気事業以外の製品・サービスは多種多様であり、受注生産形態をとらない製品も少なくないため、生産及び販売の実績については、電気事業のみを記載している。

なお、送配電に関する電気事業については、当社供給区域需要を四半期ごとに比較すると、冷暖房需要によって増加する第2四半期・第4四半期と比べて、第1四半期・第3四半期は相対的に低水準となる特徴がある。

① 託送収入実績

種別	2021年度第1四半期 (百万円)	前年同四半期比 (%)
託送収益	338,440	98.5

② 当社供給区域使用端電力量実績

種別	2021年度第1四半期 (百万kWh)	前年同四半期比 (%)
使用端電力量	59,772	100.4

③ 託送供給料金

当社は、2020年7月28日、電気事業法第18条第1項に規定された「託送供給等約款」の変更に係る認可申請（電気事業法施行規則第45条の21の2及び第45条の21の5の規定による経済産業大臣からの通知ならびに原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律附則第3条第3項の規定による積立ての終了に基づく新たな料金を設定）を経済産業大臣に行い、2020年9月4日に経済産業大臣の認可を受け、2020年10月1日から実施している。なお、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた経済・社会情勢に配慮し、現行託送料金からの引上げ相当分の適用期間の始期及び終期を1年間延期することとし、現行の料金は2020年10月1日から1年間据え置き、2021年10月1日から現行に比べ1kWhあたり+0.03円の見直しをする。約款実施の日から2021年9月30日までの期間における主要託送供給料金は下記のとおりである。

託送供給料金表

(消費税等相当額を含む料金単価)

				単位	料金単価 (円)	
接続送電サービス	低圧	電灯定額接続送電サービス	電灯料金	10Wまで	1灯 1か月につき	35.54
				10W超過 20Wまで	〃	71.09
				20W 〃 40W 〃	〃	142.19
				40W 〃 60W 〃	〃	213.28
				60W 〃 100W 〃	〃	355.47
				100W 〃 100Wまでごとに	〃	355.47
		小型機器料金	50VAまで	1機器 1か月につき	106.17	
			50VA超過 100VAまで	〃	212.34	
			100VA 〃 100VAまでごとに	〃	212.34	
		電灯標準接続送電サービス	基本料金	実量契約	1kW 1か月につき	214.50
				S B・主開閉器契約	1kVA 1か月につき	143.00
				S B契約；5Aの場合	1契約 1か月につき	71.50
				S B契約；15Aの場合	〃	214.50
		電力量料金		1kWhにつき	7.45	
		電灯時間帯別接続送電サービス	基本料金	実量契約	1kW 1か月につき	214.50
				S B・主開閉器契約	1kVA 1か月につき	143.00
				S B契約；5Aの場合	1契約 1か月につき	71.50
				S B契約；15Aの場合	〃	214.50
	電力量料金		昼間時間	1kWhにつき	8.20	
		夜間時間	〃	6.55		
	電灯従量接続送電サービス		〃	10.97		
	動力標準接続送電サービス	基本料金	実量契約	1kW 1か月につき	704.00	
			主開閉器契約	〃	445.50	
		電力量料金		1kWhにつき	5.17	

					単位	料金単価 (円)		
接続送電サービス	低圧	動力 時間帯別 接続送電 サービス	基本 料金	実量契約		1 kW	1 か月につき	704.00
				主開閉器契約		"		445.50
		電力料金	昼間時間	1 kWhにつき				5.69
			夜間時間	"				4.57
		動力従量接続送電サービス				"		16.71
	高圧	高圧標準 接続送電 サービス	基本料金		1 kW	1 か月につき	555.50	
			電力料金		1 kWhにつき		2.34	
		高圧 時間帯別 接続送電 サービス	基本料金		1 kW	1 か月につき	555.50	
			電力料金	昼間時間	1 kWhにつき			
		夜間時間		"				2.04
		高圧従量接続送電サービス				"		11.45
	ピークシフト割引				1 kW	1 か月につき	471.90	
	特別 高圧	特別 高圧標準 接続送電 サービス	基本料金		"		379.50	
			電力料金		1 kWhにつき		1.30	
		特別高圧 時間帯別 接続送電 サービス	基本料金		1 kW	1 か月につき	379.50	
			電力料金	昼間時間	1 kWhにつき			
		夜間時間		"				1.17
		特別高圧従量接続送電サービス				"		7.52
	ピークシフト割引				1 kW	1 か月につき	322.30	
	予備送電 サービス	高圧	予備送電サービスA			"		71.50
予備送電サービスB			"		88.00			
特別 高圧		予備送電サービスA			"		66.00	
		予備送電サービスB			"		77.00	
近接性 評価割引	受電電圧が標準電圧6,000V以下の場合				1 kWhにつき		0.69	
	受電電圧が標準電圧6,000Vをこえ140,000V以下の場合				"		0.41	
	受電電圧が標準電圧140,000Vをこえる場合				"		0.21	

- (注) 1. 上記契約種別のほか、臨時接続送電サービス、発電量調整受電計画差対応電力、接続対象計画差対応電力、需要抑制量調整受電計画差対応電力、給電指令時補給電力がある。
2. SBとは、電流制限器またはその他適当な電流を制限する装置。
3. 時間帯別接続送電サービスにおける「昼間時間」とは、毎日午前8時から午後10時までの時間をいい、「夜間時間」とは、「昼間時間」以外の時間をいう。ただし、日曜日、祝日（「国民の祝日に関する法律」に規定する休日）及び1月2日・3日、4月30日、5月1日・2日、12月30日・31日は、全日「夜間時間」扱いとする。
4. 近接性評価割引とは、近接性評価地域に立地する発電場所における発電設備を維持し、及び運用する発電契約者から当該発電設備に係る電気を受電し、接続供給を利用する場合に行う割引をいう。
5. これまで近接性評価割引対象とされていた地域において、現に割引の適用を受けている電源についても、暫定的に、引き続き割引くこととし、受電電圧が標準電圧140,000Vをこえる場合の単価を適用する。

なお、2021年10月1日以降における主要託送供給料金は下記のとおりである。（2021年4月1日実施の託送供給等約款にて一部メニュー単価を誤って変更したため、2021年7月に当該部分の変更を取り消し）

託送供給料金表

(消費税等相当額を含む料金単価)

				単位		料金単価 (円)			
接続送電サービス	低圧	電灯定額 接続送電 サービス	電灯 料金	10Wまで	1 灯	1 か月につき	35.67		
				10W超過 20Wまで		〃	71.34		
				20W 〃 40W 〃		〃	142.71		
				40W 〃 60W 〃		〃	214.05		
				60W 〃 100W 〃		〃	356.76		
				100W 〃 100Wまでごとに		〃	356.76		
			小型 機器 料金	50V Aまで	1 機器	1 か月につき	106.56		
				50V A超過 100V Aまで		〃	213.11		
				100V A 〃 100V Aまでごとに		〃	213.11		
			電灯標準 接続送電 サービス	基本 料金	実量契約	1 k W	1 か月につき	214.50	
					S B・主開閉器契約	1 k V A	1 か月につき	143.00	
					S B契約；5 Aの場合	1 契約	1 か月につき	71.50	
		S B契約；15 Aの場合				〃	214.50		
		電力量料金		1 k W hにつき		7.48			
		電灯 時間帯別 接続送電 サービス	基本 料金	実量契約	1 k W	1 か月につき	214.50		
				S B・主開閉器契約	1 k V A	1 か月につき	143.00		
				S B契約；5 Aの場合	1 契約	1 か月につき	71.50		
				S B契約；15 Aの場合		〃	214.50		
			電力量料金	昼間時間	1 k W hにつき		8.23		
				夜間時間	〃		6.58		
			電灯従量接続送電サービス				〃		11.00
			動力標準 接続送電 サービス	基本 料金	実量契約	1 k W	1 か月につき	704.00	
		主開閉器契約				〃	445.50		
		電力量料金		1 k W hにつき		5.20			
		動力 時間帯別 接続送電 サービス	基本 料金	実量契約	1 k W	1 か月につき	704.00		
				主開閉器契約		〃	445.50		
			電力量料金	昼間時間	1 k W hにつき		5.72		
				夜間時間	〃		4.60		
動力従量接続送電サービス				〃		16.74			

				単位	料金単価 (円)	
接続送電サービス	高圧	高圧標準接続送電サービス	基本料金	1 kW	1 か月につき	555.50
			電力量料金	1 kWhにつき		2.37
		高圧時間帯別接続送電サービス	基本料金	1 kW	1 か月につき	555.50
				電力量料金	昼間時間	1 kWhにつき
			夜間時間		〃	2.07
		高圧従量接続送電サービス			〃	
	ピークシフト割引			1 kW	1 か月につき	471.90
	特別高圧	特別高圧標準接続送電サービス	基本料金	〃		379.50
			電力量料金	1 kWhにつき		1.33
		特別高圧時間帯別接続送電サービス	基本料金	1 kW	1 か月につき	379.50
				電力量料金	昼間時間	1 kWhにつき
			夜間時間		〃	1.20
		特別高圧従量接続送電サービス			〃	
ピークシフト割引			1 kW	1 か月につき	322.30	
予備送電サービス	高圧	予備送電サービスA		〃		71.50
		予備送電サービスB		〃		88.00
	特別高圧	予備送電サービスA		〃		66.00
		予備送電サービスB		〃		77.00
近接性評価割引	受電電圧が標準電圧6,000V以下の場合			1 kWhにつき	0.69	
	受電電圧が標準電圧6,000Vをこえ140,000V以下の場合			〃	0.41	
	受電電圧が標準電圧140,000Vをこえる場合			〃	0.21	

- (注) 1. 上記契約種別のほか、臨時接続送電サービス、発電量調整受電計画差対応電力、接続対象計画差対応電力、需要抑制量調整受電計画差対応電力、給電指令時補給電力がある。
2. SBとは、電流制限器またはその他適当な電流を制限する装置。
3. 時間帯別接続送電サービスにおける「昼間時間」とは、毎日午前8時から午後10時までの時間をいい、「夜間時間」とは、「昼間時間」以外の時間をいう。ただし、日曜日、祝日（「国民の祝日に関する法律」に規定する休日）及び1月2日・3日、4月30日、5月1日・2日、12月30日・31日は、全日「夜間時間」扱いとする。
4. 近接性評価割引とは、近接性評価地域に立地する発電場所における発電設備を維持し、及び運用する発電契約者から当該発電設備に係る電気を受電し、接続供給を利用する場合に行う割引をいう。
5. これまで近接性評価割引対象とされていた地域において、現に割引の適用を受けている電源についても、暫定的に、引き続き割引くこととし、受電電圧が標準電圧140,000Vをこえる場合の単価を適用する。

(6) 設備の状況

前連結会計年度末において計画中であった主要な設備の新設、除却等について、当第1四半期連結累計期間に重要な変更はない。また、当第1四半期連結累計期間に新たに確定した主要な設備の新設、除却等の計画はない。

なお、前連結会計年度末における設備の新設等の計画の当第1四半期連結累計期間の完了分はない。

3 【経営上の重要な契約等】

該当事項なし。

なお、当社は2017年度において、下記のとおり廃炉等負担金に係る契約「福島第一原子力発電所の廃炉等に係る費用に関する負担契約書」を締結している。

契約締結先	内容	契約締結日	契約期間
東京電力ホールディングス株式会社	廃炉事業のための資金の支払	2018年3月30日	2018年3月30日から 2027年3月31日まで 以後1年ごとの自動更新

(注) 東京電力ホールディングス株式会社からの通知書に基づき、2020年度の廃炉等負担金として1,345億円を計上。なお、2021年度の廃炉等負担金については、当第1四半期連結累計期間には計上していない。

### 第3【提出会社の状況】

#### 1【株式等の状況】

##### (1)【株式の総数等】

###### ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	46,600,100
計	46,600,100

###### ②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (2021年6月30日)	提出日現在発行数(株) (2021年8月11日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	46,600,100	46,600,100	非上場	(注1、2)
計	46,600,100	46,600,100	—	—

(注) 1. 当社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を要する旨定款に定めている。

2. 当社は、単元株制度は採用していない。

##### (2)【新株予約権等の状況】

###### ①【ストックオプション制度の内容】

該当事項なし。

###### ②【その他の新株予約権等の状況】

該当事項なし。

##### (3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項なし。

##### (4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減額 (百万円)	資本準備金残 高(百万円)
2021年4月1日 ～ 2021年6月30日	—	46,600,100	—	80,000	—	20,000

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はない。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2021年6月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 46,600,100	46,600,100	「1 (1) ②発行済株式」の記載を参照
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	46,600,100	—	—
総株主の議決権	—	46,600,100	—

② 【自己株式等】

該当事項なし。

2 【役員の状況】

該当事項なし。



## 第4【経理の状況】

### 1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に準拠し「電気事業会計規則」（昭和40年通商産業省令第57号）に準じて作成している。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（2021年4月1日から2021年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（2021年4月1日から2021年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けている。

## 1 【四半期連結財務諸表】

## (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2021年6月30日)
<b>資産の部</b>		
<b>固定資産</b>	4,838,171	4,819,290
電気事業固定資産	4,221,989	4,194,280
送電設備	1,444,697	1,427,694
変電設備	660,353	656,362
配電設備	2,021,552	2,016,866
業務設備	81,472	79,715
その他の電気事業固定資産	13,914	13,641
その他の固定資産	38,712	38,312
固定資産仮勘定	123,341	134,392
建設仮勘定及び除却仮勘定	123,341	134,392
投資その他の資産	454,127	452,304
長期投資	58,423	57,416
退職給付に係る資産	94,053	95,093
繰延税金資産	89,478	85,539
その他	214,048	216,055
貸倒引当金（貸方）	△1,876	△1,800
<b>流動資産</b>	1,477,071	1,575,710
現金及び預金	27,487	22,496
受取手形及び売掛金	273,806	—
受取手形、売掛金及び契約資産	—	178,333
棚卸資産	30,586	36,773
関係会社短期債権	1,074,130	1,219,789
その他	89,320	131,367
貸倒引当金（貸方）	△18,261	△13,049
<b>合計</b>	<b>6,315,242</b>	<b>6,395,000</b>
<b>負債及び純資産の部</b>		
<b>固定負債</b>	2,717,031	2,909,001
社債	2,382,548	2,577,983
退職給付に係る負債	189,532	189,709
その他	144,949	141,308
<b>流動負債</b>	2,481,552	2,453,019
1年以内に期限到来の固定負債	325,488	373,580
短期借入金	※2 1,519,994	※2 1,522,373
支払手形及び買掛金	52,224	52,214
未払税金	98,842	68,429
関係会社短期債務	196,308	182,391
その他	288,693	254,027
<b>負債合計</b>	<b>5,198,583</b>	<b>5,362,020</b>
<b>株主資本</b>	1,101,668	1,018,469
資本金	80,000	80,000
資本剰余金	700,658	700,658
利益剰余金	321,010	237,811
その他の包括利益累計額	12,877	12,355
その他有価証券評価差額金	6,908	6,762
土地再評価差額金	△2,484	△2,484
為替換算調整勘定	△193	△23
退職給付に係る調整累計額	8,647	8,100
<b>非支配株主持分</b>	2,111	2,156
<b>純資産合計</b>	<b>1,116,658</b>	<b>1,032,980</b>
<b>合計</b>	<b>6,315,242</b>	<b>6,395,000</b>

## (2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

## 【四半期連結損益計算書】

## 【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (2020年4月1日から 2020年6月30日まで)	当第1四半期連結累計期間 (2021年4月1日から 2021年6月30日まで)
営業収益	410,798	409,325
電気事業営業収益	393,539	390,808
その他事業営業収益	17,258	18,516
営業費用	364,122	369,348
電気事業営業費用	349,172	353,487
その他事業営業費用	14,950	15,860
営業利益	46,675	39,976
営業外収益	3,808	5,494
受取配当金	2	3
受取利息	1,158	1,876
持分法による投資利益	2,305	2,562
その他	341	1,052
営業外費用	9,732	10,815
支払利息	8,564	9,306
その他	1,167	1,508
四半期経常収益合計	414,606	414,819
四半期経常費用合計	373,854	380,164
経常利益	40,751	34,655
税金等調整前四半期純利益	40,751	34,655
法人税、住民税及び事業税	9,426	2,118
法人税等調整額	2,621	4,136
法人税等合計	12,048	6,254
四半期純利益	28,703	28,401
非支配株主に帰属する四半期純利益	31	42
親会社株主に帰属する四半期純利益	28,672	28,358

## 【四半期連結包括利益計算書】

## 【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (2020年4月1日から 2020年6月30日まで)	当第1四半期連結累計期間 (2021年4月1日から 2021年6月30日まで)
四半期純利益	28,703	28,401
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△1	△0
退職給付に係る調整額	806	△491
持分法適用会社に対する持分相当額	713	△30
その他の包括利益合計	1,518	△522
四半期包括利益	30,221	27,878
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	30,190	27,835
非支配株主に係る四半期包括利益	31	42

## 【注記事項】

### (会計方針の変更)

#### 1. 収益認識に関する会計基準等の適用

収益認識に関する会計基準等及び電気事業会計規則改正省令を当第1四半期連結会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとした。

これによる主な変更点として、再生可能エネルギー発電促進賦課金が、第三者のために回収する額に相当するため、収益認識における取引価格に含めず営業収益から負債勘定整理に変更し、対応する再生可能エネルギー特別措置法に基づく納付金も営業費用から当該負債勘定整理に変更した。また、再生可能エネルギー特別措置法に基づく交付金も営業収益から営業費用の戻入に変更した。

上記に伴い、当第1四半期連結累計期間の営業収益が36,157百万円減少し、同額が営業費用から減少している。なお、上記以外の四半期連結財務諸表に与える影響額については、軽微である。

収益認識に関する会計基準等の適用については、収益認識に関する会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当第1四半期連結会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当第1四半期連結会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用している。

この結果、利益剰余金の当期首残高は170百万円減少している。

なお、電気事業営業収益のうち、電灯料・電力料等については電気事業会計規則に従い、検針により決定した電力量に基づき収益計上（以下、「検針日基準」という。）を行っているが、当該取扱いについての改正はないため、引き続き検針日基準を適用している。

また、収益認識に関する会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当第1四半期連結会計期間より「受取手形、売掛金及び契約資産」に含めて表示することとした。なお、収益認識に関する会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度について新たな表示方法により組替えを行っていない。

さらに、四半期財務諸表に関する会計基準第28-15項に定める経過的な取扱いに従って、前第1四半期連結累計期間に係る顧客との契約から生じる収益を分解した情報を記載していない。

#### 2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

時価の算定に関する会計基準等を当第1四半期会計期間の期首から適用し、時価の算定に関する会計基準第19項及び金融商品に関する会計基準第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価の算定に関する会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとした。

これによる、四半期連結財務諸表に与える影響はない。

(追加情報)

1. 廃炉円滑化負担金

電事法施行規則第45条21の5の規定に基づき、経済産業大臣からの通知を受け、2020年10月1日を実施期日として託送供給等約款の変更を行い、廃炉円滑化負担金の回収及び東京電力ホールディングス株式会社への払渡しを行っている。

なお、廃炉円滑化負担金は電気事業会計規則に基づき、回収した廃炉円滑化負担金を託送収益として計上するとともに、発電事業者へ払い渡した廃炉円滑化負担金を廃炉円滑化負担金相当金として計上している。

2. 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱いの適用

改正法人税法において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、グループ通算制度移行に係る税効果会計適用の取扱い第3項の取扱いにより、税効果適用指針第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法に基づいている。

(四半期連結貸借対照表関係)

1. 偶発債務

保証債務

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (2021年6月30日)
イ 東京電力ホールディングス株式会社の 金融機関からの借入金等に対する保証債務	324,883百万円	324,883百万円
ロ 従業員の持ち家財形融資等による金融 機関からの借入金に対する保証債務 (うち、当社以外にも連帯保証人がいる 保証債務)	60,615 (59,773)	58,784 (57,976)
計	385,499	383,668

2. 財務制限条項

前連結会計年度(2021年3月31日)及び当第1四半期連結会計期間(2021年6月30日)

当社の借入金の一部には、当社の財政状態、経営成績に係る財務制限条項が付されている。

(四半期連結損益計算書関係)

1. 季節的変動

前第1四半期連結累計期間(2020年4月1日から2020年6月30日まで)及び当第1四半期連結累計期間(2021年4月1日から2021年6月30日まで)

送配電に関する電気事業については、売上高において当社供給区域需要を四半期ごとに比較すると、冷暖房需要によって増加する第2四半期・第4四半期と比べて、第1四半期・第3四半期は相対的に低水準となる特徴がある。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成していない。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりである。

	前第1四半期連結累計期間 (2020年4月1日から 2020年6月30日まで)	当第1四半期連結累計期間 (2021年4月1日から 2021年6月30日まで)
減価償却費	69,777百万円	68,331百万円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(2020年4月1日から2020年6月30日まで)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2020年6月25日 定時株主総会	普通株式	62,027	1,331.06	2020年3月31日	2020年6月26日	利益剰余金

当第1四半期連結累計期間(2021年4月1日から2021年6月30日まで)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2021年6月29日 定時株主総会	普通株式	111,387	2,390.28	2021年3月31日	2021年6月30日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(2020年4月1日から2020年6月30日まで)及び当第1四半期連結累計期間(2021年4月1日から2021年6月30日まで)

当社グループは、単一セグメントであるため、記載を省略している。

(収益認識関係)

当第1四半期連結累計期間  
(2021年4月1日から  
2021年6月30日まで)

電気事業営業収益	390,808百万円
不動産賃貸事業営業収益	1,468
その他事業収益	17,047
合計	409,325

(注) 顧客との契約以外の源泉から生じた収益の額に重要性はないため、顧客との契約から生じる収益との区分表示はしていない。

## (1株当たり情報)

	前第1四半期連結累計期間 (2020年4月1日から 2020年6月30日まで)	当第1四半期連結累計期間 (2021年4月1日から 2021年6月30日まで)
1株当たり四半期純利益	615円29銭	608円55銭
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	611円89銭	—

(注) 1. 当第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載していない。

2. 1株当たり四半期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりである。

	前第1四半期連結累計期間 (2020年4月1日から 2020年6月30日まで)	当第1四半期連結累計期間 (2021年4月1日から 2021年6月30日まで)
親会社株主に帰属する四半期純利益(百万円)	28,672	28,358
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益(百万円)	28,672	28,358
普通株式の期中平均株式数(株)	46,600,100	46,600,100

3. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりである。

	前第1四半期連結累計期間 (2020年4月1日から 2020年6月30日まで)	当第1四半期連結累計期間 (2021年4月1日から 2021年6月30日まで)
親会社株主に帰属する四半期純利益調整額(百万円)	△158	—
(うち持分法適用関連会社の潜在株式による調整額(百万円))	(△158)	(—)
普通株式増加数(株)	—	—



本文中で用いた法令等の略称は、以下のとおりである。

本文中の表記	法令等の名称
収益認識に関する会計基準	収益認識に関する会計基準（企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）
電気事業会計規則改正省令	電気事業会計規則等の一部を改正する省令（令和3年3月31日 経済 産業省令第22号）
再生可能エネルギー特別措置法	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置 法（平成23年 法律第108号）
電気事業会計規則	電気事業会計規則（昭和40年 通商産業省令第57号）
四半期財務諸表に関する会計基準	四半期財務諸表に関する会計基準（企業会計基準第12号 2020年3月 31日）
時価の算定に関する会計基準	時価の算定に関する会計基準（企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会）
金融商品に関する会計基準	金融商品に関する会計基準（企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会）
電事法施行規則	電気事業法施行規則（平成7年 通商産業省令第77号）
改正法人税法	所得税法等の一部を改正する法律（令和2年3月31日 法律第8号）
グループ通算制度移行に係る税効果会計適用の 取扱い	連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適 用に関する取扱い（実務対応報告第39号 2020年3月31日）
税効果適用指針	税効果会計に係る会計基準の適用指針（企業会計基準適用指針第28 号 平成30年2月16日）

## 2 【その他】

該当事項なし。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

2021年8月11日

東京電力パワーグリッド株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 清水 幹雄 印  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 前川 和之 印  
業務執行社員

## 監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている東京電力パワーグリッド株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（2021年4月1日から2021年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（2021年4月1日から2021年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、東京電力パワーグリッド株式会社及び連結子会社の2021年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

## 監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

## 四半期連結財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。  
監査人は、監査役に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。  
監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。